

高知がん診療連携協議会緩和ケア部会専門委員会運営要項

(目的)

第1条 この要項は、高知がん診療連携協議会緩和ケア部会細則（以下「細則」という。）第6条の2第3項の規定に基づき、高知がん診療連携協議会緩和ケア部会（以下「部会」という。）に置く専門委員会の運営に関し必要な事項を定める。

第2条 各専門委員会に細則第6条の2第2項に規定する委員長のほか、それぞれ副委員長及び委員（以下「委員等」という。）を置く。

- 2 委員等は、原則として部会員から委員長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、学識経験者等を委員に指名することができる。
- 4 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第3条 委員等の任期は2年とする。

- 2 補欠委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の所管事項)

第4条 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。

(作業部会)

第5条 委員長は、専門委員会に関わる個別の案件について必要があると認めるときは、専門委員会の中に作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会の組織等については、第2条の規定を準用する。
- 3 作業部会は、その目的を達成したときに解散する。

(意見の聴取)

第6条 専門委員会又は作業部会において必要と認めるときは、委員等以外の学識経験者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会長への報告)

第7条 委員長は、部会長に専門委員会及び作業部会の開催報告を行うものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

別表 1

委員会の名称	所管事項
緩和ケアチーム専門委員会	(1) 緩和ケアチームを設置する医療機関及び緩和ケアチーム設置 予定の医療機関の支援に関する事項 (2) 緩和ケアチーム研修会の開催に関する事項 (3) ピアレビュー等の実施に関する事項 (4) 緩和ケアチームについての相談に関する事項
緩和ケア病棟専門委員会	(1) 緩和ケア病棟間の情報交換に関する事項 (2) 緩和ケア病棟運営やケアに関する研修会の開催に関する事項 (3) 困難事例の検討に関する事項
在宅緩和ケア専門委員会	(1) 医療機関等から在宅への移行支援体制の構築に関する事項 (2) 在宅療養に関する多職種による情報交換に関する事項 (3) 困難事例への支援に関する事項 (4) 在宅緩和ケアに関する研修会の開催に関する事項